

書面による手続のデータエントリー業務等の 市場化テスト対応について

特 許 庁
平成26年1月21日

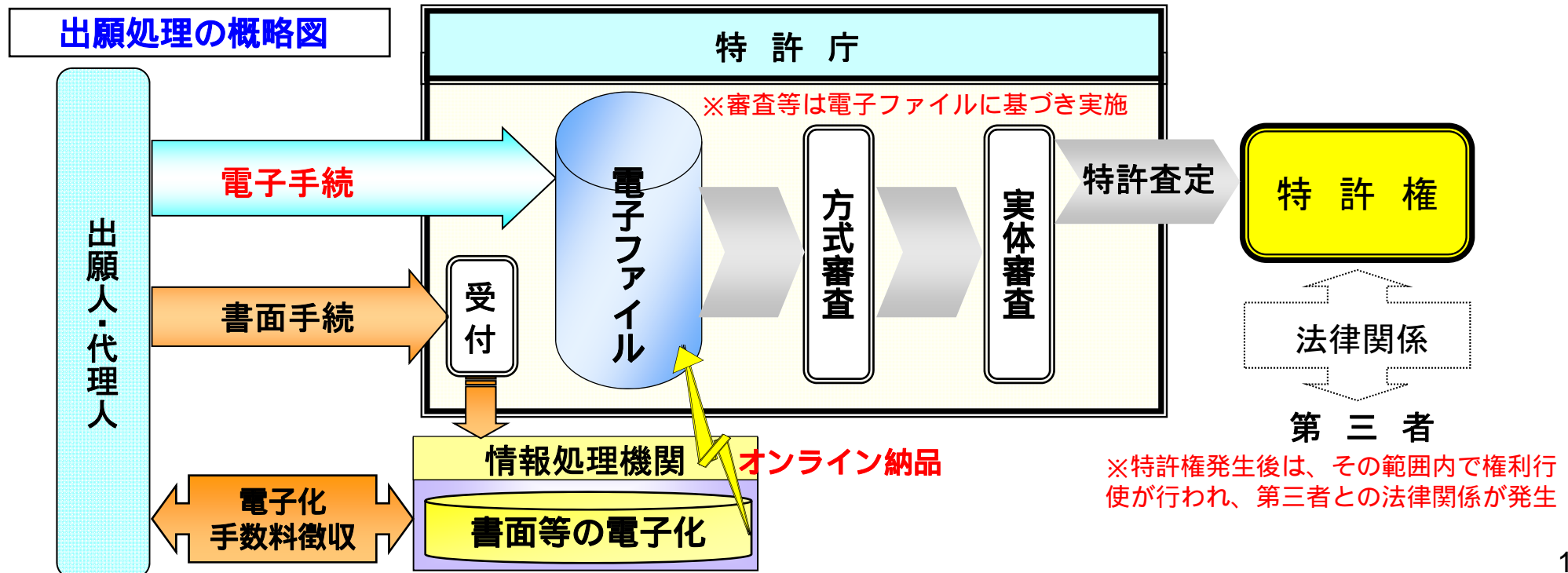
1. 特許出願等の電子化の推進

特許庁ペーパーレス計画の推進

- 審査の迅速化、手続の円滑な処理及び電子化情報の利用の促進等を図る
- 平成2年12月から特許・実用新案手続の電子出願システムを導入

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(特例法)による適正な電子化の推進

- 大量かつ定型的な電子化業務の外注化(情報処理機関制度の採用)
- 公正・確実・迅速な処理に加え、秘密保持について刑罰規定で担保
- 電子化の内容と提出された書面の内容は同一として推定(電子化精度の確保)



2. 情報処理機関制度及び電子出願の沿革

- 平成 2年 6月 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(特例法)施行
- 平成 2年10月 特例法に基づく指定情報処理機関として(財)工業所有権電子情報化センター(PAPC)を指定
- 平成 2年12月 特許・実用新案の電子出願受付開始(書面の電子化開始)
- 平成12年 1月 意匠、商標、国際出願(国内段階)、審判の電子受付開始(書面の電子化開始)
- 平成16年 4月 国際出願(国際段階)の電子受付開始(書面の電子化開始)
- 平成16年10月 特例法の改正により指定制度を廃止し、登録制度を導入(公益法人要件の撤廃)
登録情報処理機関として(財)工業所有権電子情報化センターを登録

3. 登録情報処理機関の要件及び義務

- 登録情報処理機関における電子化業務は、業務の性格から公正・確実・迅速な処理が求められるのは当然のこと、極めて高い精度の確保も必要としている
- また、出願の未公開情報を扱うため漏洩や盗用は、出願人等の利益を害するばかりでなく、制度の信頼を著しく損なうこととなり、制度の存立の基盤をゆるがすこととなるため、秘密保持についても万全の担保が必要である
- このため、特例法において、次のとおり登録情報処理機関の要件及び義務について法的措置を講じている

◆システムに関する基準（特例法第19条第1項第1号）

- ・電子化業務に必要なコンピュータ機器一式及びプログラムを事業所に備えること

◆登録申請者に関する基準（特例法第19条第1項第2号）

- ・他の株式会社等の子会社ではないこと、役員の大過半数が同一の出身母体でないこと

◆秘密保持義務（特例法第26条第1項及び第2項）及び罰則（同第43条）

- ・電子化業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない

◆業務の実施義務（特例法第20条及び第22条第1項）

- ・登録情報処理機関は、遅滞なく、その電子化業務を行わなければならない

◆極めて高い電子化精度の確保（特例法第8条第2項）

- ・電子化の内容と提出された書面の内容は同一と推定される

4. 書面手続の現状

個人や中小企業の一部には、電子手続に必要なパソコン等のOA環境や電子証明書の取得など環境が整わない場合があり、書面による手続を残す配慮は今後とも必要

審査の更なる迅速化・効率化、出願手続の全体的な円滑な処理や電子化情報の積極的な活用の観点からは、今後ともこれら書面によって提出された出願などの手続を電子化していくことが必要

書面手続の電子化件数

手続種別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国内手続	23.2万件	21.5万件	19.4万件	19.5万件
国際手続	66.0万件	61.8万件	67.5万件	68.8万件

5. 電子化業務の評価

- 情報処理機関は、電子化精度の維持・向上、情報セキュリティの強化について、自ら努力して体制整備を図り、特許庁からの処理期間短縮の要請にも対応してきた
- 特許庁としては、情報処理機関がこれまでも正確かつ安定的な電子化業務を行い、特許庁の審査事務の迅速化に貢献していることから、今後も情報処理機関が電子化業務を継続すべきと考える

電子化業務の向上に向けた取組み（国内手続）

平成	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
処理件数	年間処理件数：50～60万件							40万件				30万件				20万件							
処理期間	処理期間：約1月							17日				13日		9日		6日							
電子化精度	OCRシステム導入							校正のトリプルチェック															
情報セキュリティ	電子媒体（CD）による納品							専用回線の設置（納品）							静脈認証管理等の導入								
年間費用	平均15.5億円							平均8.7億円				平均5.8億円				平均5.4億円							

6. 登録情報処理機関の拡大に向けた取組

市場化テスト対象前の取組

- ・平成18年度 特許庁ホームページにより登録情報処理機関を常時募集
- ・平成21年度 単純随意契約から企画公募による事業者選定に変更

平成24年度の取組

- ・業務説明会の開催【新規】 平成24年11月27日 参加者4名
- ・公募説明会の開催 平成25年 1月15日 参加者2名

本年度（平成25年度）の取組

1. 情報提供の充実（特許庁ホームページ）

- （1）電子化規準書を提供する旨
- （2）電子化業務（国内書面、国際書面）の概要
- （3）電子化業務に必要なコンピュータ機器構成例、予定処理件数等の情報

2. 業務説明会の拡充

- （1）業務説明会の開催 平成25年9月20日 参加者29名（事業者団体への声掛け）
- （2）参加者の反応 2者が電子化規準書の交付を請求
- （3）参加者アンケート結果（登録申請に至らない理由）

①単年度契約:6者、②プログラム開発:5者、③処理件数の多さ:4者

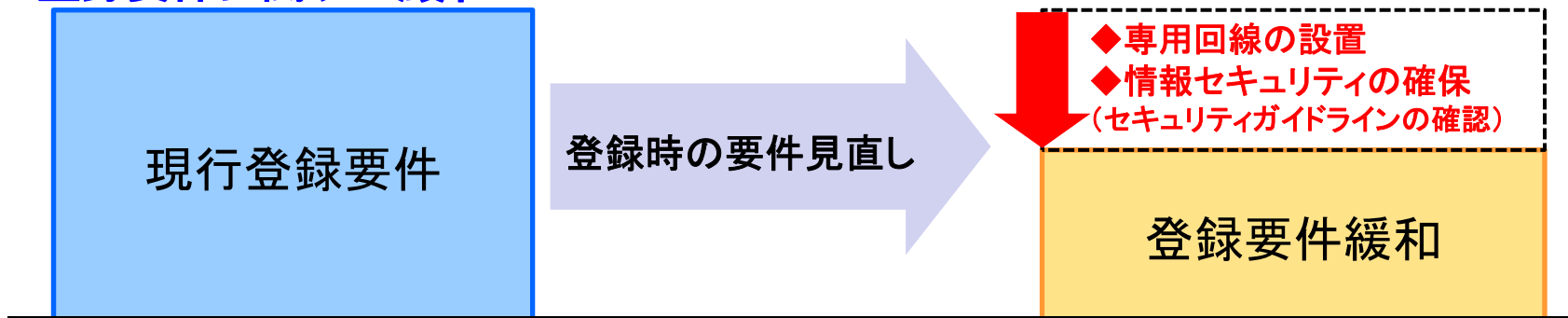
7. 市場化テストの導入に向けた考え方

- 審査の更なる迅速化・効率化、出願手続の全体的な円滑な処理や電子化情報の積極的な活用の観点から、電子出願の環境を整えられない出願人からの書面手続を今後とも電子化していくことが必要
- 電子化業務においては、秘密保持、正確性の確保、公正性の観点が必要
- よって、特許庁としては、特例法に基づく要件及び義務を維持した登録情報処理機関制度は不可欠と考えている
- なお、登録情報処理機関の要件・義務を維持しつつ、情報処理機関の登録申請へのインセンティブを高めるため、以下の対応が考えられる
 - 登録時の要件としている専用回線の導通確認等を事業者決定後に求めることにより専用回線使用料等のコスト低減を図る
 - 複数年契約の導入により初期投資の回収リスクの低減を図る

《参考》登録情報処理機関の拡大に向けた対応

■登録情報処理機関の拡大に向けた対応として、以下の見直しを行うことが考えられる

登録要件に関する緩和



○登録時の要件としている専用回線の導通確認等を事業者決定後に求めることにより専用回線使用料等のコスト低減を図る

複数年契約の実施



○複数年契約の導入により初期投資の回収リスクの低減を図る